

# 国内募集型企画旅行条件書

本条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。お申込みいただく前に、この条件書を必ずお読み下さい。

## 1. 募集型企画旅行契約

(1)この旅行は、株式会社プリンスホテル（東京都渉外登録旅行業3-5868号）（以下「当社」という）が企画・実施するもので、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。

(2)契約の内容・条件は、募集広告（パンフレット等）の各コースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終日程表及び当社の「旅行業約款」（以下「募集型企画旅行契約」という）によります。

(3)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他のサービス（以下「旅行サービス」という）の提供を受けることができるよう手配し、旅程を管理することを引き受けます。

## 2. 旅行の申込み方法と契約の成立

(1)当社は、当パンフレットに記載の各旅行について、ファクシミリ・電子メールなどの通信手段にて旅行契約の予約を受け付けます。

(2)電話・電子メール・ファクシミリなどの通信契約による旅行契約は当社が旅行契約の締結を承諾する旨をお知らせした場合、または当社がその通知を発したときに成立し、当社が電子メール・ファクシミリ等の電子承諾通知により通知する場合は、その通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

### ③ 申込金

旅行代金の20%以内とします。

②旅行代金（申込金を除く残金）

旅行代金は、旅行開始日の出発時間までに全額（申込金を除く残金）をお支払い下さい。

## 3. 申込条件

(1)15歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とします。15歳以上、20歳未満の方のご参加は、保護者の同意書が必要です。75歳以上の方は、健診検査書の提出をお願いいたします。場合によっては、お断りさせていただくか、同伴者の同行などを条件とさせていただきます。なお、ご参加の場合にはコースの一部内容を変更させていただく場合があります。

(2)特定旅客層を対象とした旅行については、ご参加の方が性別・年齢・資格・技術その他の条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。

(3)健康を害している方、妊娠中の方など特別な配慮を必要とする方はその旨お申し出ください。現在健康を害している方、妊娠中の方は医師の看護書を提出していただく場合があります。いずれの場合も現地事情や運輸・宿泊機関等の状況により、お申込みをお断りさせていただくか、介護者・同伴者の同行などを条件とする場合があります。なお、ご参加の場合にはコースの一部内容を変更させていただく場合があります。

(4)お客様が旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする場合には、契約の申込通知をお申し出ください。このとき、当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申込に基づき、当社はお客様のために講じた特別な措置に関する費用はお客様の負担とします。

(5)お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の判断又は治療を必要とする状態となったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるために必要な措置をとることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様自負となります。

(6)お客様の都合による別途料金は原則としてできません。但し、コースにより別途条件（手配旅行契約）でお受けすることができます。

(7)他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は、団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社判断するときは、お申込みをお断りすることがあります。

(8)お客様が、暴力団員、暴力団幹部構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(9)お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(10)お客様が、風説を流布し、儲けを用ひ若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(11)その他当社の業務上の都合で、お申込をお断りすることができます。

## 4. 最終日程表

(1)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。

(2)当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」という）をお客さまにお渡しします。

(3)契約書面で、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称が記載できない場合には、これらの確定状況を記載した書面（以下「最終日程表」という）を旅行開始日の前日までお渡しします。当社は、旅行開始日の10日前から

以前までお渡しできるよう努力しますが、ピーク時においてはこの限りではありません。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって10日前に当る日以降に旅行契約の申込みがなされた場合は、旅行開始当日に最終日程表をお渡しする場合があります。

(4)当社が募集型企画旅行契約により手配し、旅程を管理する業務を負うサービスの範囲は、最終日程表に記載するところによります。

## 5. 旅行代金に含まれているもの

(1)旅行日程に明示した運送、宿泊、食事、観光（拝観・入場・案内等）にかかる費用、及び諸税・サービス料、添乗員経費。

(2)添乗員が同行するコースでは、この他ご添乗員賃、団体行動に必要な心付を含みます。

上記費用は、お客様のご都合により一部利用されても払戻しません。

## 6. 旅行代金に含まれていないもの

第5項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

(a)お客様の希望により生ずる、旅行日程に含まれないその

他の追加費用（拝観入場料金、食事代、交通費等）、(b)クリ

ーニング料、通信料金、その他の個人的性質の諸費用及びそれに伴

う税・サービス料、(c)傷害、疾病に関する医療費（傷害、疾病保

険料等）、(d)ご自宅から集合・解散地までの交通費、(e)旅行開始

日前日・旅行終了日以降等の宿泊費

## 7. 旅行契約内容の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他、当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約内容（以下「契約内容」という）を変更することができます。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後も適用します。

## 8. 旅行代金の変更

(1)当社は、利用する運送機関の適用運賃・料金が第21項の基準期日以降に著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に越えて改定されるときは、その範囲内で旅行代金を変更することができます。その場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前に当る日より前にお客様にその旨を通知します。

(2)第8項に記載した事由により旅行内容が変更（運送・宿泊機関等が契約内容の旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他、設備の不足が発生したことによるもの）が発生します。これたことによって、旅行の実施に要する費用が増加または減少するときは、その範囲内において旅行代金を変更することができます。

(3)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約の成立後（当社の責に帰すべき事由によらず該当利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することができます）。

(4)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約の成立後（当社の責に帰すべき事由によらず該当利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することができます）。

## 9. オ客さまの交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。この場合、当社が定めた用紙に所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する費用があるときはその費用をいただきます。また契約上の地位の譲り受けは、当社の承諾があつた時に効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。なお、当社は利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

## 10. オ客さまによる旅行契約の解除・払戻し（旅行開始前）

(1)お客様は、第4項に定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。

(2)お客様は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

イ. 契約内容が変更されたときは、但し、その変更が第19項（表）に掲げるものの、その他の重要なものであるときに限ります。

ロ. 第9項(1)に基づいて旅行代金が増額されたときは。

ハ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるわざが極めて大きいとき。

ニ. 当社が、お客様に対し第4項(3)で定めた期日までに、最終日程表をお渡しなかったとき。

ホ. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程表に従った旅行の実施が不可能になつたとき。

(3)当社は、本項(1)により旅行契約が解除されたときに、既に收受している旅行代金（あるいは申込金から所定の取消料を差し引いて支払ったとき）をいたします。

## 11. 当社の解除権・旅行開始前の解除

旅行開始前の解除（当社による旅行契約の解除および払い戻し）

(1)当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。この場合は既に收受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻します。

イ. お客様が、当社が予め明示した旅行参加の条件を満たしていないことが明らかになつたとき。

ロ. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。

ハ.お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるとおそれがあると認められるとき。

二.お客様の人数が、各コースに表示する最少催行人員に達しなかつたとき。この場合当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日前（日帰り旅行は3日前）にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

ホ.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるわざが極めて大きいとき。

## 12. 旅行開始後の解除・払戻し

(1)旅行開始後の解除（お客様による旅行契約の解除および払い戻し）イ.お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

ロ.お客様の責に帰さない事由により確定書面に沿った旅行サービスの提供を受けられないときには、お客様は当該不可能となった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除できます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分をお客様に払い戻します。

(2)旅行開始後の解除（当社による旅行契約の解除および払い戻し）イ.当社は次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することができます。

ロ.お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。

ハ.お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わず、又は他のお客様に対する暴行、脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるととき。

二.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となつたとき。

## 3. 払い戻し

当社は、旅行代金の減額や旅行契約の解除により、お客様に対し払い戻すべき金額が生じた場合は、旅行開始前の解除については解除の翌日から起算して7日前以内に、減額または旅行開始後の解除については旅行終了日の翌日から起算して30日前以内に、お客様に当該金額を払い戻します。

## 13. 取消料

(1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対してお一人につき次の取消料をお支払いいただきます。

旅行契約の取消期日	取消料（お一人）
a) 20日前に当る日（日帰り旅行にあっては10日前に当る日）から8日前に当る日まで	旅行代金の20%
b) 7日前に当る日から2日前に当る日まで	旅行代金の30%
c) 旅行開始日の前日	旅行代金の40%
d) 旅行開始日の当日	旅行代金の50%
e) 旅行開始後または無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

## 14. 旅管管理

当社は、お客様に対して次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するよう努めます。ただし、当社はお客様と、これとは異なる契約を結んだ場合には、この限りではありません。

イ.お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないわざがあると認められるときは、契約内容に従った旅行サービスの提供を確実に行なうために必要な措置を講じること。

ロ.本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

## 15. 添乗員及びその業務

(1)添乗員の同行の有無は契約書面に明示します。

(2)添乗員の同行するにあつては添乗員等が、添乗員が同行しない旅行にあっては現地における当社への連絡先を別途お渡しする最終日程表等の書面に明示します。

(3)添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

## 16. 当社の責任

(1)当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して2年内に当社に対して通知があつたときに限ります。

ロ.お荷物の損害については本項(1)の規定に関わらず損害発生の翌日から起算して14日前に当社に対して通知があつたときに限り、お一人につき15万円を限度として賠償いたします。ただし、現金、貴重品、重要書類、撮影用のフィルム、その他これら物について損害賠償責任を負いません。

お客様がまことに示すような事由により損害を被られたときは、上記の責任を負うものではありません。

イ.天災地変、戦乱、暴動等はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止、口運送、宿泊機関の事故もしくは火災又はこれらに生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止、ハ官公署の命令又は伝染病による隔離、ニ自由行動中の事故、食中毒、へ盗難、ト運送機関の遅延不遇又はこれらによって

生ずる旅子日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

## 17. 特別補償

(1)当社は、責任が生ずるか否かを問わず、当社の募集型企画旅行約款別紙の特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によってその生命、身体に被られた一定の損害について補償金及び見舞金を、又、手荷物に対する損害については損害補償金をお支払いします。死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円を支払います。携行品にかかる損害補償金は、旅行者一人につき15万円をもって限度とします。但し、補償対象品の一つ又は一式については、10万円を限度とします。なお、現金、貴重品、重要書類、機器等のみのフィルム、その他これに付する補償の対象とならないものがあります。

当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を收受して当社が実施する募集型企画旅行（オプショナルツアー）については、旅行契約の一部として取扱います。

(2)当社が、本項(1)に基づく補償金支払義務と第17項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とともに履行されたものとします。

(3)お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、無許もしくは醉酔運転、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超重量重力機器搭載、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金および見舞金を支払いません。但し、当社が運動が募集型企画旅行日程に含まれているときはこの限りではありません。

(4)地震、噴火、津波及びこれらの事由に伴つて生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金は支払いません。

## 18. 旅程保証

(1)当社は、次の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更（次の各号に掲げる変更を除きます。）が生じた場合は、旅行代金に同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について、当社は第17項(1)の規程に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害補償金の全部又は一部として支払います。

### イ. 次に掲げる事由による変更

（イ）天災地変（（ロ）暴風、（リ）渦巻）、（二）官公署の命令、（ホ）運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止、（ハ）当初の運行計画によらない運送サービスの提供、（ト）旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

（ロ）第11項から第14項の規程に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更  
（2）当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様一人に対して、1旅行につき旅行代金に15%を乗じた額を限度とします。また、お客様一人に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。  
（3）当社が本項(1)の規程により変更補償金を支払った後に、当該変更について第18項(1)の規程に基づく責任が明らかになつた場合には、お客様または当該変更に係る変更補償金を返還していただきます。この場合当社は、第18項(1)の規程に基づき当社が支払うべき損害賠償金と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

### （表）変更補償金

変更補償金の支払が必要となる変更	1件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入湯する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（本規程の等級および設備の料金の合計金額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限りません。）	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地となる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦内との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観等の他の客室条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアーダイアリ中記載があった事項の変更	2.5	2.5

注1「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」

と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容の間に変更が生じたときは、それぞれの変更ごとに1件として取り扱います。

注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いもののへの変更を伴う場合には適用しません。

注5 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。

注6 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。

## 19. オ客さまの責任

(1)お客様の故意又は過失により、当社が損害を受けた場合は、お客様に損害の賠償をしていただきます。

(2)お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者ごとの旨を申し出なければなりません。

## 20. ご旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件の基準期間と旅行代金の基準期間については、パンフレット等に明示した日となります。

## 21. 通信契約による旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より、会員の署名なくして旅行代金の支払いを受けることを条件に「電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段」による旅行のお申込を受ける場合があります。

(1) 通信契約についても当社「募集型企画旅行契約の部」に準拠いたします。

(2) 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払いは清算債務を履行すべき日をいいます。

(3) 通常契約のお申込みに際し、会員はお申込みをしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。

(4) 通常契約による旅行契約は、当社がお申込みを承諾する通知を発したときに成立します。但し、当社がe-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知を受けたときまで成立するものとします。電話による申込みの場合は申込みを当社が送信した時に成立します。また、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発したときに成立するものとします。

(5) 通常契約を締結しようとする場合にあって、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に係わる債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従つて決算できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただきます。

(6) 当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けています。この場合、カード利用日は旅行契約成立日とします。

(7) 携帯方法端末（スマートフォン等）ならびにインターネット等のIT関連情報通信技術を利用して旅行申込みを受ける場合は旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面に記載すべき事項を提供したときは、会員の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記憶されたことを確認いたします。

(8) 会員の通信機器に前項(7)にかかる記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録し会員が記載事項を閲覧したことと確認します。

## 個人情報の取扱

■当社および受託旅行業者は、旅行申込みの際に提出された、申込書に記載された個人情報について、お客様のご連絡ご利用させていただか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービス手配、およびそれらのサービスを受領するための手続きに必要範囲内で利用させていただきます。この他、当社および旅行取扱店では（1）会社および会社と提携する企業の商品サービス、キャンペーンのご案内、（2）旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、（3）アンケートのお願い、（4）特典、サービスの提供、（5）結果資料の作成、にお客さまの個人情報を利用させていただくことがあります。

旅行企画・実施：  
株式会社プリンスホテル  
鎌倉プリンスホテル営業所  
〒248-0025 神奈川県鎌倉市七里ガ浜東1-2-18

募集型企画旅行 藤沢市、横浜市（戸塚区、栄区、金沢区）、逗子市  
実施可能区域

旅行業務取扱管理者 長岡 美千代